

河川災害情報普及支援相談窓口について

《背景・目的》

○平成25年の改正水防法により、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の事業所等（地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等）の所有者等は、以下の取り組みを行うこととなった。

(1)避難確保計画・浸水防止計画の作成、(2)訓練の実施、(3)自衛水防組織の設置等

○「河川災害情報普及支援室」では、水防計画を作成する「自治体」や自衛水防の取り組みを行う「事業者等」を積極的に支援し、地域の水防力の向上を図るので、積極的に活用いただきたい。

＜避難確保計画作成者への技術的支援＞



＜水防連絡協議会の運営＞



▼河川災害情報普及支援室の役割

- (1)河川等のハザードマップの作成支援、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援
- (2) 避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- (3) 水防連絡協議会の運営
- (4) その他、災害情報を普及するために必要な支援

《期待される効果》

- (1)市町村における河川等のハザードマップの作成推進
- (2)事業者における避難確保計画、浸水防止計画の作成推進
- (3) 水防活動に関する取り組みの推進、情報共有の推進
- (4) 災害情報に関する情報提供

＜重要水防箇所の合同巡視＞



＜水防技術講習会の運営＞

